

令和8年第1回1月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和8年1月7日(水) 午後3時55分から午後4時59分
2. 開催場所 つがる市役所3階会議室
3. 出席委員数 36人中、32人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也
 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子
 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久
 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義
 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 29. 藤本 正彦
 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦
 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 32人
5. 欠席委員 6. 杉野森由美子 7. 小笠原 繁 27. 長谷川秀樹 28. 小山内 壽 計 4人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第5号 農地に該当するか否かの判断について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第7号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について

議案第8号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について

議案第9号 公売買受適格者の証明について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 副参事：竹内攻規 次長：村田龍治 主事：坂本千怜
専門員：吉田真也 任用職員：工藤賢聖 計6人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)

委員の皆様が揃いましたので、「令和8年第1回(1月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ（藤本正彦）

委員の皆様方には、年初めの忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。いよいよ新年が始まりまして、今年は午年ということで速く走る馬もあれば鞭曳のようにゆっくり力強く歩く馬もあります。どちらでも良いと思います。とにかく動いて農業委員会の歯車を回していきたいと思っておりますので、今年1年宜しくお願い致します。

本日は1月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中32名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には12番 野宮富喜子委員、13番 笠井正己委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 - 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 議案第 5 号 農地に該当するか否かの判断について
 - 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
 - 議案第 7 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
 - 議案第 8 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
 - 議案第 9 号 公売買受適格者の証明について
- 以上、報告 1 件、議案 9 件、計 10 件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（坂本主事）

議案の 1 ページをお開きください。報告第 1 号について説明致します。

「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和 8 年 1 月 7 日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第 1 号は、1 ページの番号 1 番から 9 ページの番号 20 番までですが、番号 19 番と 20 番が中間管理機構を間に挟んだ解約となりますので、件数では 19 件となります。解約は田が 18 件で面積が 185, 257 m²、樹園地が 1 件で面積が 7, 853 m²となっております。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

説明に入る前に、議案の訂正箇所がありますのでお開き願います。

まず、33 ページ、番号 46 番ですが、2 筆目の現況が畑となっておりますが、正しくは田となりますので訂正お願い致します。次に、35 ページと 36 ページ、61 ページから 66 ページ左上の議案番号ですが、これらのページの議案番号が第 2 号になっておりますが、正しくは議案第 1 号ですのでこちらも訂正をお願い致します。また、37 ページ番号 55 番ですが、申請後に借受人が亡くなり、議案作成後に取下願が提出されたことにより、審議しないものとなりました。

それでは、議案の10ページをお開きください。議案第1号について説明致します。
「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和8年1月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第1号は、番号1番から70ページの番号108番までの107件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が14件で面積は田が83,934㎡、畑が17,284㎡、うち樹園地が8,294㎡。「一般の売買」の申請が5件で面積は田が8,712㎡、畑が19,900㎡。「贈与」の申請が20件で面積は田が53,790㎡、畑が18,957㎡、うち樹園地が11,542㎡です。また、「賃貸借」の申請が65件で面積は田が901,988㎡。「使用貸借」の申請が3件で面積は田が73,171㎡です。

全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから36ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。

次に、売買価格について説明します。10ページの1番の田は総額160万円、10a当たり22万6千円、2番の田は総額80万円、10a当たり19万6千円、11ページの3番の田は総額100万円、10a当たり18万7千円、4番の田は総額100万円、10a当たり18万5千円、12ページの5番の田は総額75万円、10a当たり25万円、6番の田は10a当たり27万円、12ページから13ページにかけての7番の田は、10a当たり20万円、8番の田は、総額515万円、10a当たり25万5千円、14ページの9番の田と畑は総額120万円、10a当たり9万5千円、15ページの10番の畑は10a当たり6万円、11番の畑は10a当たり6万円、12番の樹園地は10a当たり30万円、16ページの13番の田は10a当たり30万円、14番の畑は総額40万円、10a当たり4万7千円、17ページの15番の畑は総額10万円、10a当たり2万7千円、16番の畑は総額10万円、10a当たり7万5千円、18ページから19ページにかけての17番の田と畑は総額100万円、10a当たり9万円、18番の畑は10a当たり5万円、19番の田と畑は総額84万1,356円、10a当たり8万1千円、となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第1号の質疑を終結致します。

これより、議案第1号を採決致します。おはかり致します。議案第1号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次の議案第2号については、本職が関係しておりますので、議長を杉森会長職務代理者をお願いしたいと思います。それでは、杉森会長職務代理者、よろしくお願い致します。

議長（杉森会長職務代理者）

会長職務代理者の杉森です。暫時の間、議長を務めますのでよろしくお願い致します。

それでは、「議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。この案件については、2番 古坂光司委員、11番 三橋衛委員、14番 新岡亮委員、29番 藤本正彦委員、35番 神文敏委員、36番 浅見春樹委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

（2番 古坂光司委員、11番 三橋衛委員、14番 新岡亮委員、29番 藤本正彦委員、35番 神文敏委員、36番 浅見春樹委員退席）

議長（杉森会長職務代理者）

それでは、議案第2号について説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは議案の71ページをお開きください。議案第2号について説明致します。議案第2号は、番号901番から76ページの番号912番までの12件です。内訳は、所有権移転の「贈与」の申請が6件で、面積は田が4,046㎡、樹園地が11,876㎡。その他、「賃貸借」の申請が6件で、面積は田が80,669㎡です。

全案件とも別添の農地法第3条調査書37ページから40ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われれます。以上で説明を終わります。

議長（杉森会長職務代理者）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ないようですので、議案第2号の質疑を終結致します。

これより、議案第2号を採決致します。おはかり致します。議案第2号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があれば)

議長 (杉森会長職務代理者)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり許可することに決定致しました。

2番 古坂光司委員、11番 三橋衛委員、14番 新岡亮委員、29番 藤本正彦委員、35番 神文敏委員、36番 浅見春樹委員、入室願います。

(2番 古坂光司委員、11番 三橋衛委員、14番 新岡亮委員、29番 藤本正彦委員、35番 神文敏委員、36番 浅見春樹委員入室し着席)

議長 (杉森会長職務代理者)

ここで、議長を藤本会長に交代致します。ご協力ありがとうございました。

議長 (藤本正彦会長)

次に「議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明 (吉田専門員)

77ページをお開きください。議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、つがる市長から下記のとおり依頼があったので意見を求める。令和8年1月7日提出、つがる市農業委員会会長。

番号1番の農地の所在地は、森田町上相野の田1筆で面積が252㎡です。ドコモ携帯電話無線基地局建設のため、農用地区域からの除外申請となっております。周辺は農地や国道101号線で、農用地区域から除外しても問題ないものと思われまます。以上で説明を終わります。

議長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第3号の質疑を終結致します。

これより、議案第3号を採決致します。おはかり致します。議案第3号は、原案のとおり許可相当とし、つがる市長に回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当とし、つが

る市長に回答することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

78ページをお開きください。議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和8年1月7日提出、つがる市農業委員会会長。

番号1番の申請地は、木造若緑の田1筆で面積が289㎡です。住宅の新築による申請です。周辺は宅地に囲まれており、農地等に係る営農条件への支障はないものと思われまます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。8番 長谷川勝則委員、報告をお願い致します。

（8番 長谷川勝則委員報告）

現地確認の報告を致します。本日午前10時00分より、「9」番「田戸岡」委員と私「8」番「長谷川」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

番号1番の申請の場所は、つがる市役所より北に約350mに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第4号質疑を終結致します。

これより、議案第4号を採決致します。

議案第4号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第5号 農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。
説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

79ページをご覧ください。議案第5号「農地に該当するか否かの判断について」。耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和8年1月7日提出、つがる市農業委員会会長。

80ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。委員のお手元に、現地調査結果報告書を配布しています。地区ごとに農業委員3名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。

内訳としましては、木造地区、田が3筆で537㎡、畑が4筆で18,358㎡、合計7筆で18,895㎡となっております。本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員3名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第5号の質疑を終結致します。

これより、議案第5号を採決致します。おはかり致します。議案第5号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に「議案第6号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

それでは81ページをご覧ください。議案第6号について説明致します。「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和8年1月7日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第6号の件数については、一括方式の売買が1件、一括方式の貸借が1件、機構から受け手への貸付が2件となっております。82ページをご覧ください。番号1番、所有権を移転する農用地は、稲垣町穂積の田6筆で、面積は12,786㎡です。売買価格は10a、280,000円となっております。続いて、83ページ、番号1番をご覧ください。利用権を設定する農用地は、木造豊田の田3筆で、面積は7,996㎡です。期間は5年間で、賃借料は10a、30,000円となっております。続いて、84ページの番号2番、機構から受け手への貸借ですが、利用権を設定する農用地は、柏玉水の田11筆で、面積は36,241㎡です。期間は3年間で、賃借料は0円となっております。こちらは元々県産米のキロ数で賃借料が設定されていたものですが、利用者同士で金額の折り合いが合わなくなったため、機構との支払を停止し、個人間で賃借料のやり取りを行っております。経営移譲の再配分のため以前の契約が継続となり、使用貸借ではなく、あくまでも賃貸借としての権利設定となります。続いて、85ページの番号3番、機構から受け手への貸借ですが、利用権を設定する。農用地は、柏玉水の田4筆で、面積は2,415㎡です。期間は3年間で、賃借料は0円となっております。こちらも先程の番号2と同じ理由で、使用貸借ではなく、あくまでも賃貸借としての権利設定となります。以上、促進計画案の一括方式の売買で所有権を移転する農地につきましては、農地取得後の耕作基準面積等のあおり農業支援センターが定める農地売買等事業の各要件をすべて満たしております。利用権設定につきましても、各要件をすべて満たしております。なお、作成要請する促進計画案は、あおり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により2月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結致します。

これより、議案第6号を採決致します。

おはかり致します。議案第6号は、原案のとおり要請することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり要請することに決定

致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第7号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

86ページ、87ページの議案第7号について説明します。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」。贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。なお、証明願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとする。令和8年1月7日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件に該当する適格者は、贈与税の納税猶予、不動産取得税の徴収猶予を受けている方が引き続き猶予を受けるため、3年に1回、税務署、県税事務所に現在も農業経営を行っている旨の証明を提出するためのもので、件数は86ページと87ページに記載されている22件です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第7号の質疑を終結致します。

これより、議案第7号を採決致します。おはかり致します。

議案第7号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第8号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

88ページの議案第8号について説明します。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」。本案件も議案第7号と同じく、引き

続き贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予を受けるためのもので、件数は88ページに記載されている1件です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第8号の質疑を終結致します。

これより、議案第8号を採決致します。おはかり致します。

議案第8号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第9号 公売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

それでは、89ページをお開きください。議案第9号「公売買受適格者の証明について」。農地法第3条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。令和8年1月7日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は、屏風山土地改良区が12月11日付けで公告した公売への証明願です。入札日時は1月16日の午前10時から10時05分までとなっており、即日開札です。売却決定日時は1月23日午前10時です。農地法第3条調査書41ページのとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第9号の質疑を終結致します。
これより、議案第9号を採決致します。おはかり致します。
議案第9号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり証明することに決定
致しました。

議長(藤本正彦会長)

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程(案)について(中野事務局長)

- | | | |
|--------|-------------|-----------|
| 1) 日 時 | 令和8年2月6日(金) | 午後2時00分より |
| 場 所 | つがる市役所 | 3階会議室 |
| 2) 日 時 | 令和8年3月4日(水) | 午後2時00分より |
| 場 所 | つがる市役所 | 3階会議室 |

2. 事務連絡

- 1) 新年会について(村田次長)
- 2) 令和8年度つがる市農作業等標準額について(村田次長)
- 3) 農用地のあっせんのお願について(坂本主事)
- 4) つがる市賃借料情報について(坂本主事)
- 5) 農業者年金加入推進活動について(竹内副参事)

議長(藤本正彦会長)

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件
について、委員より発言がございましたら、お願いします。

三橋弘委員

(税の申告等について説明する。)

議長(藤本正彦会長)

他にございませんか。

(発言がなし)

議長(藤本正彦会長)

以上をもって、「令和8年第1回(1月)つがる市農業委員会総会」を閉会致しま

す。